

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】(2)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の名称】

【届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の金額】(3)

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【（特定）社債（（特定）短期社債を除く。）】

1【銘柄】

2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】(4)

3【券面総額】

4【各（特定）社債の金額】

5【発行（売出）価額の総額】(6)

6【発行（売出）価格】(7)

7【利率】

8【利払日及び利息支払の方法】

9【償還期限及び償還の方法】

10【募集の方法】

11【申込証拠金】

12【申込期間及び申込取扱場所】

13【払込期日及び払込取扱場所】

14【引受け等の概要】(8)

15【（特定）社債管理者又は（特定）社債の管理会社】(8-2)

16【振替機関に関する事項】

17【その他】(9)

【転換特定社債に関する事項】

18【転換の条件】

19【転換により発行する優先出資の内容】

20【転換請求期間】

21【転換請求の受付場所及び取次場所】

22【その他】

【新優先出資引受権付特定社債に関する事項】

23【新優先出資引受権の内容】

24【新優先出資引受権の行使期間】

25【新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取次場所】

26【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】

- 27【代用払込みに関する事項】
- 28【その他】
- 第2【特定優先出資証券】
 - 1【銘柄】
 - 2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】(4)
 - 3【額面金額】
 - 4【発行口数】
 - 5【発行（売出）価額の総額】(6)
 - 6【発行（売出）価格】(7)
 - 7【優先出資の内容】
 - 8【消却・併合に関する事項】
 - 9【単位未満優先出資に関する事項】
 - 10【発行の条件に関する事項】
 - 11【募集の方法】
 - 12【申込証拠金】
 - 13【申込期間及び申込取扱場所】
 - 14【払込期日及び払込取扱場所】
 - 15【引受け等の概要】(8)
 - 16【振替機関に関する事項】
 - 17【その他】(9)
- 第3【コマーシャル・ペーパー及び（特定）短期社債】
 - 1【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】(4)
 - 2【振出日及び振出地】(5)
 - 3【券面総額】
 - 4【発行（売出）価額の総額】(6)
 - 5【発行（売出）価格】(7)
 - 6【発行限度額及び発行限度額残高】
 - 7【支払期日及び支払場所】
 - 8【バックアップラインの設定】
 - 9【振替機関に関する事項】
 - 10【その他】(9)
- 第4【売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】
- 第5【手取金の使途】(10)
- 第二部【管理資産情報】
 - 第1【管理資産の状況】
 - 1【概況】
 - (1)【管理資産に係る法制度の概要】(11)
 - (2)【管理資産の基本的性格】(12)
 - (3)【管理資産の沿革】(13)
 - (4)【管理資産の管理体制等】(14)
 - ①【管理資産の関係法人】
 - ②【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】
 - ③【管理資産の管理体制】
 - 2【管理資産を構成する資産の概要】
 - (1)【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】(15)
 - (2)【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】(16)

- (3)【管理資産を構成する資産の内容】(17)
- (4)【管理資産を構成する資産の回収方法】(18)

3【管理及び運営の仕組み】

- (1)【資産管理等の概要】
 - ①【管理資産の管理】(19)
 - ②【管理報酬等】(20)
 - ③【その他】(21)
- (2)【信用補完等】(22)
- (3)【利害関係人との取引制限】(23)

4【証券所有者の権利】(24)

5【管理資産を構成する資産の状況】

- (1)【管理資産を構成する資産の管理の概況】(25)
- (2)【損失及び延滞の状況】(26)
- (3)【収益状況の推移】(27)

6【投資リスク】(28)

第2【管理資産の経理状況】(29)

1【主な資産の内容】 年 月 日

- I 管理資産残高
 - 元本相当部分
 - 利息相当部分
- II 証券所有者への利息支払基金の残高
- III 証券所有者への元本償還基金の残高
- IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高

2【主な損益の内容】(第 期)自 年 月 日 至 年 月 日

- I 総収入
 - 管理資産の回収額
 - うち元本返済相当部分
 - 利息相当部分
 - その他の手数料収入
 - 管理資産の再譲渡に伴う収入
 - その他
- II 総費用
 - 管理報酬
 - 管理資産の維持管理費
 - 信用補完手数料
 - その他の手数料
 - 管理資産の貸倒償却額
 - うち元本相当部分
 - 利息相当部分

III 収入金(又は損失金)(I－II)

3【収入金(又は損失金)の処理】(30) 年 月 日

- 新たに管理資産に組み入れる資産への再投資
- 証券所有者への利息支払(又は基金への積立)
- 証券所有者への償還(又は基金への積立)
- 管理資産の維持管理費(又は基金への積立)
- その他

- 4 【監査等の概要】⁽³¹⁾
- 第3 【証券事務の概要】⁽³²⁾
- 第4 【その他】⁽³³⁾
- 第三部 【発行者及び関係法人情報】
- 第1 【発行者の状況】⁽³⁴⁾
 - 1 【発行者の概況】
 - 2 【事業の状況】
 - 3 【設備の状況】
 - 4 【経理の状況】
 - 5 【その他】⁽³⁵⁾
- 第2 【原保有者その他関係法人の概況】⁽³⁶⁾
 - 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】⁽³⁷⁾
 - 2 【関係業務の概要】⁽³⁸⁾
 - 3 【資本関係】⁽³⁹⁾
 - 4 【経理の概況】⁽⁴⁰⁾
 - 5 【その他】⁽⁴¹⁾
- (記載上の注意)
- (1) 一般的事項
 - a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
 - b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下bにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付（法第2条第34項に規定する信用格付をいう。（4）gにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」⁽¹³⁾ 1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第二部中「第2 管理資産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
 - c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - d この様式中「券面総額」は振替社債（社債等振替法第66条第1項に規定する振替社債をいう。（4）aにおいて同じ。）又は振替特定社債（社債等振替法第118条において準用する社債等振替法第66条（第1号イからニまでを除く。）に規定する振替特定社債をいう。（4）aにおいて同じ。）に係るものを、「証券」は社債等振替法第2条第2項に規定する振替機関が取り扱う有価証券を、それぞれ含むものとする。
 - e 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含み、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券

とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5) c、(17) c、(26) c、(30) 及び(31)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式に記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

(3) 届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の金額

- a 当該届出に係る募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(4) 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等

- a 記名・無記名の別等を記載すること。ただし、振替社債、振替特定社債、振替優先出資（社債等振替法第237条第1項に規定する振替優先出資をいう。）、振替新優先出資引受権（社債等振替法第248条第1項に規定する振替新優先出資引受権をいう。）、振替転換特定社債（社債等振替法第250条に規定する振替転換特定社債をいう。）又は振替新優先出資引受権付特定社債（社債等振替法第253条に規定する振替新優先出資引受権付特定社債をいう。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。
- b 当該届出に係る内国資産流動化証券を組成する仕組みの概要（発行者、原保有者（管理資産を構成する資産を直接又は間接に発行者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者を含む。）をいう。以下この様式において同じ。）、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該内国資産流動化証券に信用補完等を行っている会社等との関係及びその間の資金の流れ等）及び当該内国資産流動化証券の償還又は消却の仕組みの概要について、図表による表示などを用いて明瞭に記載すること。
- c 管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態等について、概略を簡潔に記載すること。
- d 当該届出に係る内国資産流動化証券の仕組み等に、元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす要因が存在している場合には、その内容及び対応策について記載すること。
- e 当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が、資産流動化法第2条第12項に規定する特定借入れを行っている場合には、借入金額、借入先、借入条件（利率及びその積算根拠を含む。）等当該特定借入れの内容を記載すること。
- f 契約等において、当該届出に係る内国資産流動化証券について債権者保護のために一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有する特約又はその効果に変更を与える特約が設定されている場合には、その内容を記載すること。
- g 当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下 g において同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

- (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
 - (b) 当該届出に係る内国資産流動化証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国資産流動化証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法
当該届出に係る内国資産流動化証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
 - h 当該届出に係る内国資産流動化証券を発行する法人が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券届出書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。
- (5) 振出地
短期社債（社債等振替法第66条第1号に規定する短期社債をいう。）及び特定短期社債（資産流動化法第2条第8項に規定する特定短期社債をいう。）については、振出地の記載を要しない。
- (6) 発行（売）出）価額の総額
「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (7) 発行（売）出）価格
「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (8) 引受け等の概要
- a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定時期を注記すること。
 - b 当該届出に係る内国資産流動化証券の募集について、当該内国資産流動化証券が金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、発行者を親法人等（法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（同令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下bにおいて同じ。）とした場合には、その旨、発行者と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国資産流動化証券の引受けに係る同令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり発行者から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。
- (8－2) (特定) 社債管理者又は(特定) 社債の管理会社
(特定) 社債管理者又は(特定) 社債の管理会社（以下(8－2)において「(特定) 社債管理者等」という。）の名称及び住所並びに委託の条件（(特定) 社債管理者等に支払う手数料等）を記載すること。また、(特定) 社債管理補助者を設置する場合に

は、(特定)社債管理補助者の氏名又は名称、住所及び(特定)社債管理補助者である旨並びに委託の条件を記載すること。

(9) その他

- a 申込みの方法その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る内国資産流動化証券の発行が行われる場合には、有価証券届出書提出日現在における発行予定数、発行価額の総額の予定額について記載すること。

(10) 手取金の使途

発行者及び原保有者が取得する手取金の使途の内容(例えば、管理資産の取得、設備資金、運転資金、借入金返済、有価証券の取得、関係法人に対する出資又は融資等)を記載すること。

(11) 管理資産に係る法制度の概要

原保有者から発行者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。

(12) 管理資産の基本的性格

当該管理資産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該管理資産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。

(13) 管理資産の沿革

設定経緯、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。

(14) 管理資産の管理体制等

- a 「管理資産の関係法人」の欄については、原保有者、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該届出に係る内国資産流動化証券に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。
- b 「管理資産の管理及び処分に関する基本的態度」の欄については、管理資産の管理を行う会社の管理資産の管理及び処分に関する基本的態度(管理及び処分の方針、管理及び処分の形態等)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 「管理資産の管理体制」の欄については、管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項(例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監査役等の監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携等)、管理資産の管理を行う会社が事務委託等を行っている場合には当該事務を受託している会社に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
また、管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(15) 管理資産を構成する資産に係る法制度の概要

- a 管理資産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合には債権の発生、破産手続開始・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称並びに主な内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以外の資産である場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称並びに主な内容を記載すること。
- b 保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても管理資産を構成する資産と同様の記載を行うこと。以下、管理資産を構成する資産に係る記載について同じ。

(16) 管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要

原保有者が管理資産を構成する資産に関係する事業を行っている場合には、当該事業の概要及び当該事業に影響を与える社会・経済背景等について記載すること。

(17) 管理資産を構成する資産の内容

- a 管理資産を構成する資産が債権（有価証券に表示される債権を除く。以下 a において同じ。）である場合には、次の(a)及び(b)に従って記載すること。
- (a) 債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること（基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。）。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。
- (b) 管理資産を構成する債権の譲受けに係る契約により当該債権が一定の属性（債権の種類、その発生原因、元本の償還期限及び利子の支払の方法、金利、債務者の信用状況又は履行状況、担保の設定状況等）を有することが求められている場合には、当該属性の概要及び当該債権が当該属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、原保有者による買戻し等）の概略を簡潔に記載すること。
- b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下 b 及び(5) b において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近 5 年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下 b において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。(27) b において同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近 5 年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。
- c 管理資産を構成する資産が a 又は b に掲げる資産に係る権利（h の特定有価証券に表示される権利を除く。）である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（a 又は b に掲げる事項）を記載すること。
- d 管理資産を構成する資産が有価証券（h の特定有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。当該有価証券に表示される権利が債権である場合には、当該有価証券について a (b) に準じて記載すること。
- e 管理資産を構成する資産が動産（有価証券を除く。）である場合には、当該動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動産の内容について記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を締結している場合には、当該契約の内容（リース期間、受取リース料等）について具体的に記載すること。
- f 管理資産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること。また、当該無体財産権に係る実施権等を設定している場合には、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当該実施権等の内容に関する事項を記載すること。

- g 管理資産を構成する資産が a から f までに掲げる資産以外の資産（h の特定有価証券は除く。）である場合には、当該資産の種類及び内容に応じ a から f までに準じて記載すること。
- h 管理資産を構成する資産が第23条第2号に掲げる特定有価証券（投資信託証券に該当するものを除く。）である場合には、当該特定有価証券に係る信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人（特定目的信託（資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。）の受益権にあつては、代表権利者（同条第17項に規定する代表権利者をいう。）又は特定信託管理者（同条第18項に規定する特定信託管理者をいう。）の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する資産の内容（a から g までに掲げる資産の内容に応じ a から g までに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。
- i 管理資産を直接又は間接に構成する債権（信託の受益権に係る受益債権を除く。以下 i において単に「債権」という。）に係る債務者（以下 i において単に「債務者」といい、その子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。（d）において同じ。）又は関連会社（同条第5項に規定する関連会社をいう。（d）において同じ。）である債務者がある場合には、当該債務者を含む。）であつて、当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が10%以上であるもの（以下 i において「重要な債務者」という。）が存在する場合には、a から h までに加えて、次の(a)から(d)までに従うこと。
- (a) 重要な債務者の氏名又は名称、組織形態、沿革、事業の内容及び営業の概況（直近の事業年度の終了後に生じた元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす事由を含む。）を記載すること。
- (b) 当該割合その他の管理資産における当該重要な債務者に係る債権への集中の状況について記載すること。
- (c) 当該重要な債務者に係る債権について、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、金利その他の当該債権の重要な内容その他当該債権に関する債務者との間の契約における重要な定めを記載すること。
- (d) 当該割合が20%以上である場合には、当該重要な債務者（他の債務者の子会社又は関連会社である債務者を除く。）について、次の①又は②に掲げる書類のいずれかを添付すること。
- ① 直近の計算書類（会社法第444条第1項に規定する連結計算書類をいい、これがない場合にあっては同法第435条第2項に規定する計算書類その他これに類する書類をいう。）（法令、契約等により、公認会計士又は監査法人（外国においてこれらに相当する者を含む。）による監査を受けることとなっている場合には、当該監査を受けた当該計算書類及び当該公認会計士又は監査法人による報告書）
- ② 当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

- j 管理資産を構成する資産に係る価格等の調査が行われている場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称、当該調査の結果及び方法の概要等について記載すること。
- (18) 管理資産を構成する資産の回収方法
管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続（担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。）について記載すること。
- (19) 管理資産の管理
 - a 原保有者が譲渡する管理資産を構成する資産について、一定の要件を満たすものに限定している場合には当該要件の内容を記載すること。
 - b 当該届出に係る内国資産流動化証券の所有者（以下この様式において「証券所有者」という。）以外に、当該管理資産に関し他の種類の証券等（証券に係る管理資産が同一であり、かつ、元本の償還若しくは出資の消却、利息若しくは配当の支払又は元本の償還期限若しくは出資の消却時期が異なる他の証券（出資持分を含む。）をいう。⁽²⁹⁾ cにおいて同じ。）を有している者がいる場合には、当該管理資産を構成する資産に係る元本及び利息等の回収額の配分方法並びに債務不履行による当該管理資産を構成する資産の償却額の配分方法等を記載すること。
 - c 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産に係る元本及び利息等につき回収したものに係る処理の方法（新たに管理資産に組み入れる資産へ再投資をする場合には当該投資の対象及び時期等、管理資産に係る維持管理費等がある場合には当該経費の内訳、金額及び支払の時期等、証券所有者に償還する場合にはその時期、方法及び当該金額の計算方法等）を記載すること。
 - d 処分又は償還条件等について定款等に定めがあるときは、その内容を記載すること。
 - e その他元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす要因が存在している場合には、その内容及び対応策について記載すること。
- (20) 管理報酬等
 - a 管理資産から支払われる報酬及び手数料の総額を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法及び支払時期を記載すること。
 - b 証券所有者以外に、当該管理資産に関し、当該届出に係る内国資産流動化証券以外の他の種類の証券を有している者がいる場合には、上記の管理報酬等の負担の配分方法について記載すること。
- (21) その他
定款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (22) 信用補完等
当該届出に係る内国資産流動化証券の元本の償還等について信用補完及び流動性補完がなされている場合には、その内容を記載すること。
- (23) 利害関係人との取引制限
当該届出に係る内国資産流動化証券の発行者及び関係法人の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及びその内容を記載すること。
- (24) 証券所有者の権利
 - a 証券所有者に対する利息金額又は配当金額及び償還金額又は消却金額の計算方法（その積算根拠を含む。）等について記載すること。

- b 利息又は配当受領権、償還金の受領権、内国資産流動化証券の買戻し請求権、信用補完措置に対する権利その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）、他の債権者との優先劣後関係及び権利行使の手続について記載すること。
- (25) 管理資産を構成する資産の管理の概況
- a 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、有価証券届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに管理資産を構成する債権の残高及びその総資産額に対する割合を記載すること。
 - b 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。
 - c 当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。
- (26) 損失及び延滞の状況
- a 有価証券届出書提出日前 5 年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、各計算期間ごとに管理資産を構成する資産に係る純損失の金額（元本及び利息等の償却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産額に対する割合の推移を記載すること。
 - b 管理資産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。
 - c 有価証券届出書提出日が管理資産譲受日後 1 計算期間が経過する日前である場合には、管理資産を構成することとなった原所有者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。
- (27) 収益状況の推移
- 有価証券届出書提出日前 5 年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。
- a 管理資産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率
 - b 管理資産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率
- (28) 投資リスク
- a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。
 - b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
 - c 提出者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出者の経営に重要な影響を及ぼす事象（d において「重

要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

- d 重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- e 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

(29) 管理資産の経理状況

- a 「1 主な資産の内容」、「2 主な損益の内容」及び「3 収入金（又は損失金）の処理」の様式は、社債又はコマーシャル・ペーパーに関する標準を示したものであり、当該有価証券がこれらの有価証券以外の有価証券である場合には、これに準じて記載すること。また、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載することができる。
- b 最近2計算期間について記載すること。
- c 証券所有者以外に、当該管理資産に関し、当該届出に係る内国資産流動化証券以外の他の種類の証券等を有している者がいる場合には、証券所有者の持分又は債権額に応じて配分された後の経理状況についても記載すること。

(30) 収入金（又は損失金）の処理

- a 「証券所有者への利息支払（又は基金への積立）」、「証券所有者への償還（又は基金への積立）」又は「管理資産の維持管理費（又は基金への積立）」の金額が、契約等においてあらかじめ定められた金額に満たない場合には、その旨及び金額を注記すること。
- b 証券所有者への利息支払基金又は償還基金への積立がされている場合には、当該計算期間において当該基金から証券所有者へ支払われた利息又は元本の償還金の金額を注記すること。

(31) 監査等の概要

当該届出に係る内国資産流動化証券の管理資産について、法令、契約等により、公認会計士又は監査法人の監査等を受けることとなっている場合には、当該監査の対象となる書類の内容、監査の頻度及び時期等を記載し、有価証券届出書提出日前直近の日に提出された当該公認会計士又は監査法人による報告書を添付すること。

(32) 証券事務の概要

当該届出に係る内国資産流動化証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 証券所有者に対する特典
- c 内国資産流動化証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容
- d その他内国資産流動化証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(33) その他

当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(34) 発行者の状況

「1 発行者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

(35) その他

- a 発行者について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。
 - b 管理資産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。管理資産の管理業務以外の業務につき、管理資産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
 - c 発行者について、管理資産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (36) 原保有者その他関係法人の概況
原保有者、管理資産の管理を行う会社、管理資産の回収等の管理会社及び当該届出に係る内国資産流動化証券に信用補完等を行っている会社等について記載すること。
- (37) 名称、資本金の額及び事業の内容
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (38) 関係業務の概要
管理資産との関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。
- (39) 資本関係
他の関係法人との資本関係を記載すること。
- (40) 経理の概況
最近2事業年度における主な資産、負債及び損益について、その概況を記載すること。
- (41) その他
- a 当該関係業務につき、当該関係法人の不履行があった場合又は当該関係法人が倒産した場合の取扱い等につき契約において定めがある場合には、その内容を記載すること。
 - b 関係法人について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。
 - c 関係法人について、管理資産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (42) 組織再編成（公開買付け）に関する情報
内国資産流動化証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国資産流動化証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。